

詳細情報	hH200409H0010		
掲載（所管）部局	健康局		
告示日	令和2年4月7日		
種別・番号	令和2年厚生労働省告示第175号		
件名	新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設		
告示資料	告示文	<a href="#">厚生労働省PDF</a>	
制定・改正又は廃止される法令等	・新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設(令和2年厚生労働省告示第175号)		告示文参照
パブリックコメント	【案件番号：495200004】 「新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設」について		
	意見公募手続を実施していません		
	提出意見数	- 件	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			<a href="#">クリック</a>

◆凡例

厚生労働省PDF：厚生労働省法令等データベースサービスのPDFデータを引用しています。